

議 事 録

令和3年3月10日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～14:50
会議名	第8回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 玉岡 西山 前田 高田 西田 山口 奥沢 金谷	
	福地 宮本 森下清 森本 中井 北川 垣内	
	[推進委員] (計17名)	
欠席者	大田 藤室 木下 森中 福森 坂本 山本 [コロナ感染対策として最小限の出席としたため]	
事務局	小林 福山 今出 小林 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第8回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。本日は、議案の案件説明のためご出席いただく委員の数が半数を超えますので、それ以外の委員については出席いたしておりません。現在、出席委員は総数24名中、17名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。20番の森本委員 22番の北川委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていきますので、ご承知おきください。	
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数6件、筆数は田のみの8筆、面積は合計16,714㎡についての通知がありましたので報告いたします。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田のみの1筆、面積は2,175㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～7について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。また、議案第1号No.7は議案第2号No.3と同一事業であるため併せて議題とします。	
事務局	No.1 山田地区、所在地は真泥の田1筆、面積は1,766㎡、譲渡人は四日市市の〇〇〇〇さん、譲受人は真泥の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は142aで、許可後は159aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人41年、妻37年で常時従事されています。農機具は、トラクター、田植え機、耕耘機を各1台所有しており、取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は自宅から約500m、車で約1分と近隣にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	
事務局	No.2 山田地区、所在地は真泥の田1筆、面積は3,112㎡、譲渡人は四日市市の〇〇〇〇さん、譲受人は真泥の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は281aで、許可後は312aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人50年で常時従事されています。農機具は、トラクター1台、田植え機、コンバインを各2台所有、その他の農機具は農事組合法人小上野にて共同所有しており、取得後は水稻を耕作する予定です。申請地は自宅から約200m、車で約1分弱と近隣にあることから、取得後も引き続き効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	

事務局	<p>No.3 新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は469㎡、譲渡人は荒木の○○○○さん、譲受人は大阪府寝屋川市の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は339a、取得後は344aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバイン、耕耘機を各1台、トラクターを2台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から1時間半ほどで少し距離がありますが、隣接する農地を含めて大規模に耕作しておられます。また今回の申請地のすぐ横に大型の機械が入る農舎もあり、通作についても特に問題はありません。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.4 三田地区、所在地は三田の田1筆、畑4筆で面積は合計3,493㎡、譲渡人は埼玉県朝霞市の亡○○○○ 遺言執行者 ○○○○さん、譲受人は甲野の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は48a、取得後は83aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が40年、子2人が5年で常時従事されています。今回取得する農地については、所有者の遺言公正証書に基づく遺贈で、譲受人は亡き所有者の実の弟になります。農機具は耕耘機を1台所有されており、現在も譲受人が管理されており野菜と果樹を耕作されます。申請地はいずれも自宅から20分以内と近距離であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.5 西柘植地区、所在地は下柘植の畑2筆、面積は合計119㎡、譲渡人は名張市の○○○○さん、譲受人は下柘植の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は410a、取得後は411aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバイン、トラクターを各1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は自宅から100mほどで取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.6 壬生野地区、所在地は西之澤の田1筆、面積は3,614㎡、譲渡人は愛知県岡崎市の○○○○さん、譲受人は西之澤の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は119a、取得後は155aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人、夫が5年で常時従事されています。農機具は田植機、コンバイン、トラクター、耕耘機を各1台所有されており、麦を耕作されます。申請地は自宅に隣接しており取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.7と6ページの議案第2号No.3は同一箇所での案件ですので併せて説明させていただきます。</p> <p>壬生野地区、所在地は川東の田2筆、面積は合計2,022㎡、賃貸人は川東の○○○○さん、賃借人は大阪市都島区の○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○さんで、営農型太陽光発電設備設置に伴う地上権の設定および支柱部分の一時転用です。転用面積は2,022㎡のうち2.58㎡です。第3条により地上権を設定し、第5条により発電設備の支柱部分を一時転用する内容になります。支柱は65センチ角のものを6本と電線引き込み柱1本を設置予定で、その合計面積が2.58㎡となります。申請地は、壬生野小学校から南東へ約1kmに位置し、県道伊賀大山田線沿いの西側にある圃場整備田で、農振農用地に該当します。</p> <p>農用地区域内に支柱を立てて、下部で農業を継続する営農型太陽光発電設備の農地転用については農林水産省の通知による確認事項があり、申請書の内容を精査したところいずれも問題ないことを確認しております。営農計画では下部の農地で営農の適切な継続が確実であることを条件に単収が2割以上減少しないよう計画されています。当該農地では、現在利用権設定がされており、営農計画についてはその耕作者が作成しております。許可期間の3ヵ年において、毎年2月～3月頃にヘアリーベッチというマメ科の植物を播種し、6月頃に鋤きこみを行った後、7月に大豆の播種を行い11月～12月に収穫する計画です。収穫については地域の平均的な収量の約85%以上は確保できる見込みです。</p>

	支柱の高さは4m、支柱間は12mあるため各種機械が自由に往来できるようになっております。年度末にはその年度の収穫状況の報告を受けることとなります。また、事業期間が満了になった際は、事業者によって直ちに本件農地を原状回復する旨の復元計画書とその資金証明も添付されていることから、確実に農地に復元されるものと考えます。太陽光パネルについては94枚で、日照量と影をコントロールする駆動式の設備になっており下部の農地への影響を最小限にし、農業と発電の両立が可能です。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断しております。工事期間は許可日から令和3年6月15日までの計画です。また地区や土地改良区、水利組合の同意もあり周辺地域の農業に対して支障はなく、地上権設定及び一時転用については特に問題ものと判断しております。
議長	只今の説明に関連して山田地区担当委員、新居・三田地区担当委員、西柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
宮本委員	No.1と2併せて説明いたします。2月26日に現地立会いを実施しました。いずれも同じ在所で近隣の方が取得します。圃場整備された田で稲作の予定であり問題ありません。
前田委員	No.3について説明いたします。2月25日に現地立会いを実施しました。これまでも譲受人が借りて耕作していましたが、事務局の説明のとおり寝屋川から1時間半かけて通作しています。近くに大きな農舎もあり農業に熱心な方で問題はありません。
前田委員	No.4について説明いたします。2月25日に現地立会いを実施しました。譲受人の兄が亡くなり、以前から農地を管理していた弟に公正証書に基づき遺贈するものです。野菜や柿などの果樹を作る予定です。農地の他に倉庫や居宅も相続されています。
奥沢委員	No.5について説明いたします。譲受人がこれまでも管理していましたが、譲渡人が農地を相続するタイミングに合わせて売買することになりました。特に問題はありません。
金谷委員	No.6について説明いたします。2月24日に現地立会いを実施しました。場所は譲受人の自宅の横で現在は西之澤の営農組合のブロックローテーションにより麦が作付けされています。今後も営農組合の指導のもと耕作していくとのことです。
金谷委員	No.7と議案第2号のNo.3について説明いたします。2月24日に現地立会いを実施しました。可動式の営農型太陽光発電設備の設置です。現在農地の一部で小麦を作付けしていますが、下部の農地ではヘアリーベッチと大豆を作付けする計画です。今後はミツバチの養蜂も計画されているようです。5条の一時転用の内容も問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～7及び議案第2号No.3について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～7及び議案第2号No.3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～7及び議案第2号No.3は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.8～16を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8 花垣地区、所在地は白樫の田2筆、面積は合計2,672㎡、譲渡人は白樫の〇〇〇〇さん、譲受人は川東の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は449aで取得後は476aとなり、農作業歴は12年で常時従事されています。農機具はトラクター、スプレッダー、田植機、コンバインを各1台所有されており、栗を耕作される予定です。株式会社〇〇〇〇については、構成員4名が年間150日～200日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。申請地の隣地を耕作されており、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。本日農業委員さんは欠席ですが、去る2月25日に現地確認を行い、周囲の農地を同法人が耕作していることから特に問題はないということで確認をいただきました。

事務局	No.9 花垣地区、所在地は白檜の田6筆、面積は合計5,709㎡、譲渡人は白檜の○○○○さん他2名、譲受人は白檜の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は129aで取得後はNo.8と差し引いた結果159aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が30年・息子が20年常時従事しています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。譲受人自宅から2kmと近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。本日農業委員さんは欠席ですが、去る2月25日に現地確認を行い、自宅近隣の農地の集約であり特に問題はないということで確認をいただきました。
事務局	No.10 河合地区、所在地は石川の田3筆、面積は合計2,786㎡、譲渡人は石川の○○○○さん、譲受人は神奈川県川崎市の○○○○さんです。譲受人の伊賀市の耕作面積がなかったため、去る3月1日に新規営農面談を行いました。申請者は、隣接する住宅を購入し3年前から居住しており、居住後今回取得する農地を借りて耕作していました。今回第3条申請で農地を取得し引き続き農業を行うものです。今回取得する農地は28aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。また農機具はトラクターを1台、管理機を2台、米乾燥機を1台所有しており、取得後はトウモロコシを栽培する予定です。申請者の住所は川崎市ですが現時点で住民票を移していないだけであり、実際に居住する伊賀市石川の自宅の近隣の農地であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請地に係る借受人はおりません。
事務局	No.11 河合地区、所在地は馬田の畑1筆、面積は224㎡、譲渡人は大阪府守口市の○○○○さん、譲受人は緑ヶ丘東町の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は無く、取得後は2aとなりますが、伊賀市空き家バンク制度交渉成立証明書が添付されていることから、耕作面積に問題はありません。農機具は農地を取得後、ホームセンター等で必要に応じて調達する予定で、野菜等を植える予定です。申請地は自宅に隣接しており、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12 河合地区、所在地は川合の田3筆、面積は合計356㎡、譲渡人は川合の○○○○さん、譲受人は川合の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は34aで取得後は38aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は2年で、本人と子が常時従事されており、農機具は田植機、コンバイン、トラクターを各1台リースし、許可後は水稻を耕作する予定です。自宅から50mの距離であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 中瀬地区、所在地は荒木の田1筆、畑1筆 面積は田畑合せて400㎡、譲渡人は荒木の○○○○さん、譲受人は荒木の○○○○さんです。申請者は荒木団地に居住していますが、家族が多く近隣で一軒家を探していたところ空き家バンク制度により住居を見つけて、当該物件に農地が付いていたもので1,000㎡以下の農地の取得で、伊賀市の下限面積について問題ありません。農作業歴はなく自家消費野菜を耕作する予定です。現在所有している農機具はなく、必要により草刈り機、手押し式の耕耘機を購入する予定です。申請地は取得する家屋に隣接しており、申請者が取得することが現実的であり、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14 中瀬地区、所在地は高畑の畑1筆、面積は166㎡、譲渡人は高畑の○○○○さん、譲受人は畑村の○○○○さんです。譲受人の耕作面積は293aで、取得後の耕作面積は294aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。2月総会で第5条申請により農家住宅とレストランに転用した土地に隣接する農地を取得するものです。農作業歴は、本人が6年、妻が5年、義祖父が50年など家族6名で従事しており問題ありません。農機具はトラクターが2台、コンバインが1台、田植え機を1台所有しています。申請地は転用したレストラン敷地の南東に接する農地で、筍やシイタケを栽培する予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.15 種生地区、所在地は種生の畑1筆、面積は71㎡、譲渡人は種生の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は15aで、取得後の耕作面積は16aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人は名張市に居住しておりますが、申請地の西側に譲受人が所有する畑を挟んで居宅を所有しており、申請地には譲受人の畑を通らないと行けず、また傾斜地ではありますが、地続きで管理もしやすいため隣接する農地を取得するものです。農作業歴は、本人が5年従事しており問題ありません。農機具は耕耘機、軽トラ、草刈り機をそれぞれ1台所有しています。申請地は草刈りなど管理ができており、自家消費野菜を耕作する予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16 種生地区、所在地は種生の畑1筆、面積は511㎡、譲渡人は種生の〇〇〇〇さん、譲受人は種生の〇〇〇〇さんです。この後第5条申請で農舎等と交換により所有権移転するものです。譲受人の耕作面積は112aで、取得後の耕作面積は115aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。居宅が隣り合った2者の交換で、〇〇さんの居宅を挟んで〇〇〇〇氏の農舎等があり、〇〇〇〇さんが居宅の隣にある農舎を取得し、近隣にある農地を〇〇〇〇さんが取得する交換です。農作業歴は、本人が40年、妻が20年従事しており問題ありません。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、乾燥機をそれぞれ1台所有しています。申請地は居宅から50mの畑で草刈り耕起など管理が行き届いており、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して河合地区担当委員、中瀬地区担当委員、種生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福地委員	No.10について説明いたします。2月26日に現地立会い、3月1日に新規営農面談を実施しました。内容については事務局の説明のとおりで、将来的には家族で石川に住む予定をされています。地区の推進委員さんと親しくコミュニケーションが取れており、良い方が来てくれたと喜んでます。
福地委員	No.11について説明いたします。以前から空き家バンクでの手続きを進めていてようやく取得できることになり、こちらに移住されるとのことでした。農地は自宅に隣接しており荒廃の心配もありません。
福地委員	No.12について説明いたします。以前から耕作されており、売買の話がついたことから申請されました。現地も問題ありません。
西田委員	No.13について説明いたします。3月3日現地立会いを実施しました。ブラジルの方ですが事務局の説明のとおり地域に入ってやっていくとのことでした。問題ありません。
西田委員	No.14について説明いたします。以前に農家レストランで申請した農地に隣接する畑を購入されます。事務局の説明のとおり問題ありません。
中井委員	No.15について説明いたします。3月1日現地立会いを実施しました。住所は名張市ですが種生の実家に隣接する農地でこれまでも草刈等の管理をされており特に問題はないと考えます。
中井委員	No.16について説明いたします。家の前の畑の交換です。問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8～16について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.8～16について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.8～16は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1、2、4～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.1 猪田地区、所在地は猪田の畑3筆、面積は合計257㎡、転用しようとする地目は雑種地です。賃貸人は猪田の〇〇〇〇さん他2名、借人は津市の宗教法人〇〇〇〇代表役員 〇〇〇〇さんで、10年間の賃貸借権設定がなされています。施設の概要は駐車場5台分です。申請地は、伊賀市立成和東小学校から北約200mに位置する農地で、周囲の優良農地とは分断された基盤整備のされていない小規模農地集団に属している農地であることから、第2種農地と判断します。昭和60年当時から駐車場として利用していたため、今回顛末書を添付しての申請となっております。当該農地は、宗教法人敷地に隣接しており利便性が良く、他に適した土地が無いことから、引き続き利用するためにも、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。取水はなく、排水は雨水のみで、既設水路へ放流します。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。</p>
事務局	<p>No.2 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、面積は1,186㎡、転用しようとする地目は雑種地です。賃貸人は広瀬の〇〇〇〇さん、借人は広瀬の〇〇〇〇さんで、20年間の賃貸借権設定がなされています。施設の概要は借人が営む自動車整備業用の車両置き場12台分です。申請地は、国道163号線沿いにあり大山田中央公民館から北東約100mに位置する農地で、山林や太陽光発電施設に囲まれた整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、借人の会社のすぐ東側で利便性があり、他に適した土地が無く、車両置き場の不足により早急な確保が必要で緊急性があることから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、進入口は新たに土を盛り整備します。取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流します。工事期間は許可日から令和3年5月31日までの予定となっております。区や周辺の土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 府中地区、所在地は服部町の畑4筆、面積は合計360㎡、転用しようとする地目は宅地です。貸人は服部町の〇〇〇〇さん、借人は〇〇〇〇さんで親子間での永年の使用貸借権が設定されています。施設の概要は居宅1棟の新築です。申請地は、伊賀市立城東中学校から南へ900mに位置する宅地等に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であり、いずれの農地区分にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。当該農地は以前から休耕地及び一部畑となっており、貸人と借人が親子の関係であり、永年間の使用貸借権設定がなされています。隣接する宅地のスペースを共用利用できるため、必要最低限の転用となることから、この転用はやむを得ないものと判断します。申請地の面積360㎡に対し、居宅の建築面積は110㎡であり、建ぺい率は30%となり、許可基準の22%を満たしております。土地造成は20cmの盛土を行ったうえで整地を行い、東側、南側、西側にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。工事計画は住居を整備するものであり、取水は上水道、汚水・生活排水は集落排水柵へ放流します。雨水についても排水柵を設置して既設水路へ放流します。工事期間は許可日から令和3年7月31日までとなります。地元地区や水利組合、周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.5 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆で1,609㎡です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は岐阜県関市の〇〇〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は千歳公民館から北東へ650mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを306枚設置し、設置面積は517.14㎡であり、地元地区からの要望を受けセットバックした箇所の面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>

事務局	No.6 府中地区、所在地は千歳の田3筆で合計1,520㎡です。譲渡人は千歳の〇〇〇〇さん、譲受人は愛知県安城市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は千歳公民館から北東へ500mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から3カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを312枚設置し、設置面積は527.28㎡であり、地元地区からの要望を受けセットバックした箇所の面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。
議長	只今の説明に関連して、猪田地区担当委員、布引地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
山口委員	No.1について説明いたします。集会場の近辺の駐車場ですが数十年前から手続きを怠っていたものです。
森下委員	No.2について説明いたします。2月26日に現地立会いを実施しました。譲受人が自動車整備業で車両置き場が必要になり、工場の隣を駐車場として20年間貸してもらえることになりました。
高田委員	No.4について説明いたします。2月24日現地立会いを実施しました。息子の住宅を建築するという事で何ら問題はありません。
高田委員	No.5、6について説明いたします。いずれも事務局の説明のとおり特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1、2、4～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1、2、4～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1、2、4～6は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして議案第2号No.7～11について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>No.7 花垣地区、所在地は治田の畑2筆、面積は合計361㎡、譲渡人は大阪府大阪市鶴見区の〇〇〇〇です。譲受人は治田の〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、参拝者用駐車場10台分を増設し利用するものです。申請地は治田ふれあいプラザから北東へ約200mに位置する農地で、周囲を宅地や山林で囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分にも該当しないその他の農地であり第2種農地と判断します。近隣に駐車場の代替地が無いことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。転用計画としましては、駐車場として整備する計画となっています。工事期間は許可日から令和3年4月30日の計画です。工事計画としては、土地造成は最大1m切土し均一に整地する計画です。取水もなく、排水は雨水のみで周囲に排水路を設置し既設排水路へ放流する計画です。地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。なお、本日農業委員さんは欠席ですが、去る2月25日に現地確認を行い、〇〇〇〇さんの駐車場がなく困っており、他に代替となる土地が無いことから特に問題はないということで確認をいただきました。</p>
事務局	<p>No.8 河合地区、所在地は馬田の田1筆で1,289㎡です。譲渡人は馬田の〇〇〇〇さん、譲受人は東京都港区の株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀市役所阿山支所から北東へ900mに位置する農地で、周囲を宅地及び山林に囲まれており、10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から令和3年4月30日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置します。取水はなく排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを296枚設置し、設置面積は548㎡であり、メンテナンススペースを除いた設置割合は40%を超えます。地元地区、土地改良区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書を提出するよう指導しています。</p>
事務局	<p>No.9 久米地区、所在地は守田町の田3筆、面積は69.3㎡で、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は、京都市東山区の〇〇〇〇さん、譲受人は株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設の管理用地と資材置場に利用するものです。申請地は、伊賀市役所から西へ約2kmに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。平成31年2月に太陽光発電施設を目的とする農地転用を行い現在太陽光発電施設として利用している土地に本申請地が含まれていたものと、合わせて、隣接する土地を太陽光発電施設の資材置場として利用するもので、南北に細長い土地を合理的に利用が可能で利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。申請地に二線引き畦畔が含まれていたため国有財産の取得時効が完成され登記も完了しています。土地造成については、整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。既に一部太陽光発電施設の管理用地として利用しているので顛末書を添付させての申請です。区長、水利組合からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。</p>

事務局	No.10 上野地区、所在地は平野西町の畑1筆、面積は290㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は奈良県生駒市の〇〇〇〇さん、譲受人は千戸の〇〇〇〇さん、服部町2丁目の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一般住宅1棟の新築及び駐車場です。申請地は、旧伊賀市役所本庁舎から北東に1kmに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、住宅が密集している地域で申請地のみが農地として残っており農地として利用することは生産性がなく、申請人が居宅の新築に当たり不動産業者に売りに出されていた物件を取得するもので、当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく建築開発事業等適合通知書が提出されており、転用は確実に行われるものと思われま。土地造成は整地のみです。転用面積290㎡に対して住宅の面積は74.87㎡、駐車場が60㎡で建ぺい率は32.55%となり適正な建ぺい率の22%を超えており問題はありません。申請地は角地で2辺を道路に接しており、取水は、北側道路に埋設された本管から上水道を引込み、汚水については合併浄化槽を設置し、既存の水路に放流、雨水についても敷地内に集水し既存の水路に放流します。工事期間は許可日から令和3年9月30日までの計画となっています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、自治会長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.11 種生地区、所在地は種生の畑2筆、面積は合計257㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は種生の〇〇〇〇さん、譲受人は種生の〇〇〇〇さんです。施設の概要は農業用機械車庫と倉庫として利用するものです。申請地は、国見地区兼好塚前に位置する、宅地と山林に囲まれた生産性の低い狭小の農地で第2種農地と判断いたします。当該農地は、先ほど第3条で畑と交換のあった農地で、譲受人の居宅の北東側に接しており既に農業用機械車庫、倉庫として利用しており、譲受人が居宅から続く車庫・倉庫として利用することは合理的で利便性もよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。既に農業用機械車庫、倉庫として利用しているため造成等工事は行いません。取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画となっております。既に農業用機械車庫、倉庫として利用しているため顛末書を添付させての申請です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、区長からの同意も得られており、周辺地域への支障はないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、河合地区担当委員、久米・上野地区担当委員、種生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福地委員	No.8について説明いたします。2月26日現地立会いを実施しました。先月転用許可が出た農地の隣の農地ですが、二線引き畦畔の取得手続きに時間を要したため別々の申請となりました。内容については何ら問題はありません。
玉岡委員	No.9について説明いたします。3月3日現地立会いを実施しました。名阪上野インターのそばの細長い形状の農地で、隣接する太陽光発電設備に関連した資材置場です。
玉岡委員	No.10について説明いたします。白鳳通りの〇〇〇〇のすぐ横で周辺は住宅地です。こだけ農地として残っており転用は問題ありません。
中井委員	No.11について説明いたします。家の横の農地ですが農舎が建っております。3条のほうでも説明があったとおりで問題はありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.7～11について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.7～11について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.7～11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。

議長	続きまして議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第3号No.1～3について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 布引地区、所在地は川北の畑2筆、面積は合計60.57㎡、現況は山林です。願出人は川北の〇〇〇〇さんです。土地の所在は、大山田中央公民館から北約500mに位置しており、周囲が山林に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と認められます。当該農地は、願出人が40年以上前に檜・杉を植林し、山林として管理されてきたそうです。現地調査を行ったところ、周囲は山林に囲まれて山林化しており、木の生育状態から20年以上経過していると確認でき、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと確認できました。
事務局	No.2 長田地区、所在地は長田の畑1筆、面積は170㎡、現況地目は宅地です。願出者は長田の〇〇〇〇さんです。場所は、木根公民館から南西に300mに位置する土地で、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和49年1月に平屋建ての倉庫、昭和53年に2階建ての居宅が建設されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3 上津地区、所在地は北山の畑1筆、面積は426㎡、現況は山林で、檜が植林されています。願出人は北山の〇〇〇〇さんです。場所は、伊賀市役所青山支所から北東約4.2kmに位置しており、山林に囲まれた10ha未満の生産性の低い一団の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。申請地は、願出人が幼少のころから山林で、70年以上前に檜を植林し現在に至っており、檜の生育状況が確認できる写真を添付して申請されました。現地調査を行ったところ直径40cmになる檜が植林されており20年以上の経過は明らかで、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、布引地区担当委員、長田地区担当委員、上津地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森下委員	No.1について説明いたします。2月26日現地立会いを実施しました。40年以上前から河川に沿って杉ヒノキが植林され、農地に戻すことは困難です。
西山委員	No.2について説明いたします。2月25日現地立会いを実施しました。前所有者から相続した際に住宅敷地内に農地で残っていたことから申請されました。特に問題はありません。
森本委員	No.3について説明いたします。3月1日現地立会いを実施しました。現状で直径30～40cmの立派なヒノキが植林されており山林が妥当であると考えます。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.1～3について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号No.1～3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～3は原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして、議案第4号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	令和2年度に実施した農地利用状況調査において、農地に復元することが困難と判断し、且つ農地所有者から非農地として判断してほしい旨の要望がありました農地について、非農地としての決定を受けようとするものです。今回、田30筆の10,161.61㎡、畑15筆の4,466㎡、合計45筆の14,627.61㎡が対象であり、対象農地は周囲とともに山林化または宅地化していることが確認されており、今後農地として復元しても利用することができないと見込まれると判断いたしました。決定後は所有者及び法務局に対し非農地通知を送付する予定となっております。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はございませんか。

一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとします。
議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定34件、再設定59件で、計画面積は合計329,927㎡です。 (説明) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
事務局	総会資料33ページをご覧ください。整理番号 176 借り手である西之澤の株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○さんにつきましては、農業従事者として伊賀市で耕作面積がなかったことから、去る3月1日に新規営農面談を行いました。申請人は、個人としては伊賀市の認定農業者ですが、このたび法人組織を立ち上げ、今後はそちらへ農地を移行していきたいとのことで、法人としては初めて利用権を設定するものです。この農地では水稻を作付けする計画であり、地元との関係も良好であることから、異議はなく、特に問題ないと判断され承認を得ました。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	続きまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。

	<p>その他の 1) 伊賀市耕作放棄地再生事業補助金についてご説明いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃から農地パトロール等により耕作放棄地等の把握にご尽力いただいているところですが、本日紹介させていただく事業については、事業名のとおり耕作放棄地の再生、解消を目的とし、復元するために要した費用の一部を補助する事業です。予め申し上げておきますが、本事業については、以前は国の事業でもよく似た事業がありました。市単独事業でありまして、あまり知名度がなく、年間の申請件数もごく僅かなため、予算総額が令和2年度は30万円、令和3年度は17万円程度の小さな事業であります。要望が多くなれば予算要求も増額できることなどから、まずは、認知度を上げるという趣旨で本日紹介させていただきます。事業内容ですが、目的は第1条で申し上げた通りです。対象農地は、第2条にありますとおり、市内の耕作放棄地で農振農用地でかつ基盤法、農地法による使用貸借が5年以上の権利を設定する農地が対象です。補助対象者は第3条にありますとおり、自己所有地以外の耕作放棄地を復元しようとする農事組合法人、任意組合、認定農業者となっています。補助金の額については、裏面の別表をご覧ください。耕作放棄地を解消し、菜種の作付けや有機農業による作物の作付については10a当たり5万円。それ以外の耕作放棄地の再生については3万円となっています。添付しております資料については、今年度対象となった耕作放棄地で、それぞれビフォーアフターの写真を添付いたしました。耕作放棄の程度について定義はされていませんが、写真をご覧いただいた通り耕作放棄されてから3～4年程度が経過していると推測されます。以上のことから、この事業について現時点で想定しているほ場等については、基盤整備された一団の農地等で、耕作放棄されていることで営農組合等が耕作できないでいる農地などを本事業により再生し、貸借の設定をすることで担い手への利用集積が効率的に進むことが最も目指すところでありますので、地域でご周知いただき、該当箇所があれば取り組んでいただければと思います。</p> <p>詳しい内容については、農林振興課計画係までお問い合わせください。</p>
議長	説明が終わりました。ただ今の説明について、何か意見等はございますか。
一同	意見なし。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 3 年 3 月 31 日

会長

吉岡 康夫

⑩

議事録署名者

森本 吉光

⑩

議事録署名者

北川 俊一

⑩